

－重要なお知らせ（修正版）－

特定指導医を申請予定または申請中の方

- ・現在「特定指導医」からの移行措置で「一般病院連携精神医学専門医」(略称：精神科リエゾン専門医、以下「専門医」)および「専門医指導医」(以下「指導医」)を取得することができる特例期間となります。
- ・以下の方は次頁のスケジュールに従って申請を行って下さい。
 - ① 「専門医」「指導医」共に未取得で、今後指導医講習会に参加し「特定指導医」を申請予定の方
(※ 特定指導医の申請要件については専門医制度規則第18条2をご確認下さい)
 - ② 「特定指導医」を申請中の方
 - ③ 「特定指導医」と「専門医」を取得済であるが「指導医」は未取得の方
- ・なお、移行措置として、特例期間中は「特定指導医」が「専門医」を取得するにあたり、専門医認定における58例の担当症例一覧（様式3）の提出が不要です。

提出書類に関しては総合病院精神医学会ホームページの「各種申請書類」を参照
http://psy.umin.ac.jp/ghp_shinseishoru.html

特定指導医から専門医・指導医取得の流れ

201X年

- 201X年は2019年が最終年となります。しかし新専門医制度との兼ね合いで今後前倒しになる可能性があるのでご注意下さい。(指導医・専門医認定の約2年前から準備が必要です)

201X年 11月

【「専門医」未取得の方】

- 総会中の**専門医講習会（+筆記試験）**を受ける
- 総会翌日の指導医講習会を受講する（今後、日程の見直しを検討中）
- 直ちに特定指導医認定(様式9)、特定研修施設認定(様式8)を申請する

201X+1年

201X+1年 2月頃
【「専門医」未取得の方】
4. **口頭試験**を受験する

201X+1年 3月頃

① 理事会で**特定指導医**に認定される。**その後**

【「専門医」未取得の方】

- その他の要件を揃え専門医資格+専門医指導医資格の特例(様式13-1)の申請を行う

【「専門医」取得済だが「指導医」未取得の方】

- 専門医指導医資格の特別付与(様式13-2)を申請し同時に6.へ

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

以降、都度の専門医制度委員会の審査を経て、
② 理事会で「専門医」・「指導医」に認定される
6. 直ちに研修施設認定(様式8)を申請する

可及的速やかに
③ 理事会で専門医研修施設に認定される